

## 人材と競争政策に関する検討会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成29年9月5日（火）10：00～12：00
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟11階公正取引委員会大会議室
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり（大橋委員及び多田委員は欠席）
- 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 和久井からのプレゼンテーション
- (3) 荒木委員からのプレゼンテーション
- (4) 中窪委員からのプレゼンテーション
- (5) 神林委員からのプレゼンテーション
- (6) 討議
- (7) 閉会

### 5 議事概要

各委員から出された意見等は以下のとおり。

- 本検討会の議論において、ある事象について独占禁止法又は労働法の適用を検討するに当たっては、既存の理論枠組みに従うとどうなるのかという観点からのみではなく、当該事象について今後どのように対処すべきかという観点からも考えるべきではないか。
- 労働法による対処が及ばない使用者の行為について、独占禁止法を適用できるのか、独占禁止法が適用できない場合、他にどのような対処があり得るのかといった検討をすべきではないか。
- 労働組合法上の労働者による同法に基づく行為については、原則、独占禁止法の適用除外を認めるべきではないか。
- ある者が行う行為や場面との関係で、独占禁止法が適用されたり、労働法が適用されたりするのではないか。
- 人材の引抜き防止協定など使用者が共同して人材の獲得を制限する行為について、労働法を適用することが難しいと考えられるため、独占禁止法により対処すべきではないか。

|        |   |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室<br>電話 03-3581-4919（直通）  |
| ホームページ | <a href="http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html">http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html</a> |

- 引き抜き防止協定のような使用者の共同行為の目的として、人材の確保・育成等に要する事前の費用を回収することしか肯定できないと考えられるが、その目的を達する手段としては、引き抜き防止協定のような方法ではなく、金銭的な賠償ルールを作り、機能させることの方が好ましいのではないか。

以 上

(速報のため事後修正の可能性あり。)

## 人材と競争政策に関する検討会委員名簿

- 荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授  
(競争政策研究センター主任研究官)
- 風神 佐知子 中京大学経済学部准教授
- 川井 圭司 同志社大学政策学部教授
- 神林 龍 一橋大学経済研究所教授
- 座長 泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授
- 高橋 俊介 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
- 多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士
- 土田 和博 早稲田大学法学学術院教授
- 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- 中村 天江 リクルートワークス研究所労働政策センター長
- 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授  
(競争政策研究センター主任研究官)

(オブザーバー)

文部科学省 (スポーツ庁)

厚生労働省

経済産業省

[五十音順, 敬称略, 役職は平成29年9月5日現在]